#### 地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

#### ◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

さがみロボット産業特区

#### 地域活性化総合特別区域指定申請書 (概要版)

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

さがみロボット産業特区 ~ ロボットで支える県民のいのち ~

#### 2. 総合特別区域について

#### (1)区域

#### ① 指定申請に係る区域の範囲

#### i)総合特区として見込む区域の範囲

神奈川県相模原市(緑区、中央区及び南区)、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町の区域(以下「さがみ縦貫道路沿線地域等」という。)

ii ) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域 なし

#### iii) 区域設定の根拠

さがみ縦貫道路沿線地域等は、相模川流域を中心として一体的な生活圏を構成している地域であり、また、ロボット関連産業が高い割合で集積しており、ポテンシャルも高い地域であるため。

#### (2)目標及び政策課題等

- ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
  - i)総合特区により実現を図る目標
    - ア)定性的な目標

#### 「生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現」

生活支援ロボットの実用化や普及を促進していくことにより、産業面から県民の「いのち」を 守り、県民生活の安全・安心の確保及び地域社会の活性化の実現を図り、県民満足度を高めていく。

#### イ) 評価指標及び数値目標

区	分	評価指標(1)	評価指標(2)	評価指標(3)
‡	指標の概要	県民の満足度 (安全・安心、 健康・福祉)	実証実験等の 実施件数	ロボット関連事業所 の集積割合
数値目標	(現状)	31.9%、28.1% (平成23年度)	4件 (平成23年度)	2.64% (平成21年度)
	(目標)	それぞれ20%未満 (平成29年度)	5年間で60件 (平成25~29年度)	2.80% (平成29年度)
目標設定 の考え方	実証実験等の実施	100%	70%	30%
(貢献度)	関連企業の誘致	_	30%	70%

備考 評価指標(1)は、県民ニーズ調査における安全・安心及び健康・福祉面のマイナス評価の計。

#### ii ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

#### ア) 政策課題と対象とする政策分野

#### 「県民の『いのち』を守る」

本県における大きな政策課題である少子高齢化への対応や東海地震等への備えを図ること で、県民の「いのち」を守る必要がある。

#### ① 少子高齢化の進行により 増加するニーズへの対応

#### ② 切迫する自然災害への対応

全国を上回るペースで高齢化が進行する本 県においては、高齢者あるいはそれを支える|人命救助であるが、倒壊家屋の内部調査など 層からの様々なニーズの発生・増加が緊急の|マンパワーの投入だけでは解決困難な課題に 課題であり、少子化も相まって、自力での行|対して、新たな解決策を早急に講じる必要が 動が制約される高齢者へのサポート体制の確しある。 保・充実が大きな課題となっている。

大規模自然災害発生後、最も緊急な課題は

#### 〇 政策課題間の関係性

これら2件の政策課題は、いずれも県民の「いのち」にかかわる課題であり、かつ、ロボ ットを活用することにより解決・改善が期待される分野であることから、両者は一体的に取 り組むことが効果的である。

#### イ)解決策

#### 「生活支援ロボットの実用化の促進」

県民の「いのち」に関わる政策課題を一体的に解決・改善するため、様々な生活支援ロボ ットの実用化を幅広く促進する。

#### (1) 研究開発・実証実験等の促進

#### (2) 実証環境の充実に向けた関連産業の集積 促進

「ニーズの把握」から「技術開発」「実証 実験」を促進することで、「事業化(関連製 品の市場投入)」や「普及」を促進し、利用 者を通じて再び新たな「ニーズの把握」につ なげる、いわゆるイノベーションの好循環を 実現し、政策課題の解決に結びつけていく。

生活支援ロボットの研究開発と併せ、産業 |集積の受け皿となる適地の創出を進め、生活 支援ロボット関連産業の集積を促進すること により、実証環境の充実を図る。

#### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

- ・企業の本社が多く所在する東京・横浜双方に近接し、研究人材が厚く集積
- ・平成26年度に全線開通予定であるさがみ縦貫道路をはじめ、交通インフラが一層充実
- ・輸送機器や電気機器関連産業をはじめとした多数の製造業やオンリーワン企業が多数集積
- ・県産業技術センター、大学や病院など実証実験フィールドも数多く立地

#### (3)事業

#### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### i)行おうとする事業の内容

区分	生活支援ロボットの実証実験等の実施	実証環境整備のための関連企業の誘致
事業内容	生活支援ロボットの実用化を促進するため、多様な実証実験を受け入れる実証実験フィールドを創出し、次の3分野で事業を実施する。 ① 介護・医療ロボット実証等事業② 高齢者等への生活支援ロボット実証等事業 ③ 災害対応ロボット実証等事業	工業系特定保留区域等に新たな産業 適地を創出し、同時に企業誘致活動を 実施することで、実証実験等に携わる 生活支援ロボット関連企業の新規立地 を促進し、実証環境の充実を図る。
事業実施主体	企業等の事業者(ロボットの製作・ 実証実験等)、 社会福祉法人神奈川県総合リハビリ テーション事業団、介護福祉施設、医 療法人、大学法人、県等(実証フィー ルドの提供)	県、市町(企業誘致)、 企業等の事業者(企業立地)、 土地区画整理組合等(区画整理)
当該事業の 先駆性	テーマ性を持った3つの大きなエリアの中に、実証実験等のフィールドを集積していくことで、特区内の様々な場所で、同時に複数の生活支援ロボットの実証実験等を可能にするとともに、企業同士の技術連携の促進や「生活支援ロボットのショーウィンドウ」化による普及啓発を図るなど、他にはない実証実験フィールドの魅力を最大限に発揮していく。	企業誘致は、ロボット関連企業の集積を進め、企業連携の可能性を高める。 当事業は、実証実験等の担い手となる企業の立地などを通じて、生活支援ロボットの実用化促進に向けた実証環境を整備しようとするものであり、「神奈川R&Dネットワーク構想」によるオープンイノベーションとの組みである。
関係者の合 意の状況	地域協議会において、当該事業の実 施については基本的な了解が得られて いる。	さがみ縦貫道路沿線地域等を構成する9市2町が全て地域協議会に参加している。
事業の熟度	県では、平成13年度からロボット振興施策を実施しており、産学公の技術連携を促進する「神奈川R&Dネットワーク構想」においても平成24年9月にロボット研究会を設置した。このほか、近隣の「つくば国際戦略総合特区」や「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」との連携に取り組んでいる。	平成16年度より取り組んでいる企業 誘致制度「インベスト神奈川」では、 ロボット関連企業も含めた高度な技術 を持つ企業のさがみ縦貫道路沿線地域 等への集積を促進してきた。

#### ii)地域の責任ある関与の概要

- ア) 地域において講ずる措置
  - a)地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
    - 神奈川R&Dネットワーク構想等による技術革新の促進と競争力の強化 事業の見直し等により、オープンイノベーションを進める取組みを充実・強化していく。

○ 「インベスト神奈川」等による企業誘致の促進 予算化を含め、さらなる企業誘致策の充実を検討していく。

#### b)地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

○ 「県版特区」創設の検討

県が独自に「県版特区」を創設し、その地域内における企業立地に関連する諸手続きの 簡素化や規制緩和、助成や融資など、総合特区対象地域における新たな企業誘致の支援策 などを検討し、総合特区の取組みとの相乗効果を図る。

- c)地方公共団体等における体制の強化
  - ロボット研究開発推進組織の新設
  - 県におけるロボット産業振興関連組織の強化
- d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

「神奈川R&D推進協議会」や「県・市町村産業集積戦略会議(仮称)」により、課題の 検証、解決策の検討を実施する。

#### イ)目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

各数値目標ごとに、毎年度評価を実施する。

b)評価における地域協議会の意見の反映方法

県が数値目標に対する評価を実施し、「さがみロボット産業特区協議会」において、事業の 進捗状況の把握、課題の再検証、解決策の更なる検討を通じて各事業実施に反映させる。

c)評価における地域住民の意見の反映方法

県ホームページ等を通じて常時意見を受け付け、いただいた意見を評価に反映させる。

#### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

平成24年度 実証実験実施に向けた事前調整、企業誘致及び産業適地創出の促進 平成25年度~ 実証実験の公募・実施、企業誘致及び産業適地創出の促進

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

平成24年8月に地域協議会準備会、9月に地域協議会を開催した。

メンバーは、関連する自治体、企業、大学等の39団体であり、オブザーバーとして独立行政 法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が参加している。

#### 3. 新たな規制の特例措置等の提案について

- ・ 薬事法未承認医療機器の臨床研究への提供に係る規制の緩和
- ・ 電波法の利用できる周波数帯や利用場所の規制の緩和
- ・ 道路交通法などでの公道実験の制限の緩和
- ・ 中小企業等のロボット関連研究開発に対する助成制度の優先適用
- ・ 農地転用に係る権限移譲及び国の関与の廃止 など

# さがみロボット産業特区

~ ロボットで支える県民のいのち ~

### 《政策課題》

# 県民の「いのち」を守る

政策課題①

少子高齢化の進行により増加するニーズ

への対応

介護

医療

高齢者に優しいまち

「高齢者を標準とするしくみづくり」が課題

政策課題②

切迫する自然災害への対応



大地震

豪雨

火山の噴火

「減災目標」の達成が課題

<生活支援ロボットの有効性>

# 《解決策》

# 生活支援ロボットの 実用化の促進

[ポイント]

- ・ 「ものづくり」と「医療・福祉」等の分野を 越った連準
- ・ 実証実験の「ショーウィンドウ化」による普 及の促進
- (1) 研究開発・実証実験等の促進

<評価指標>

実証実験等の実施件数

(実施する事業)

生活支援ロボットの実証実験等の実施



実証環境の充実

(2) 実証実験の充実に向けた関連産業の 集積促進

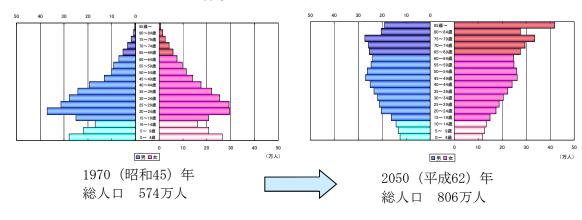
<評価指標>

ロボット関連事業所の集積割合

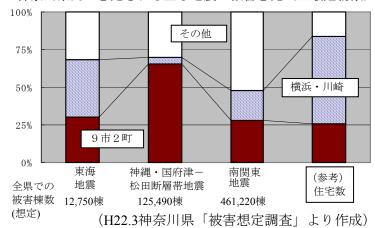
(実施する事業)

実証環境整備のための関連企業の誘致

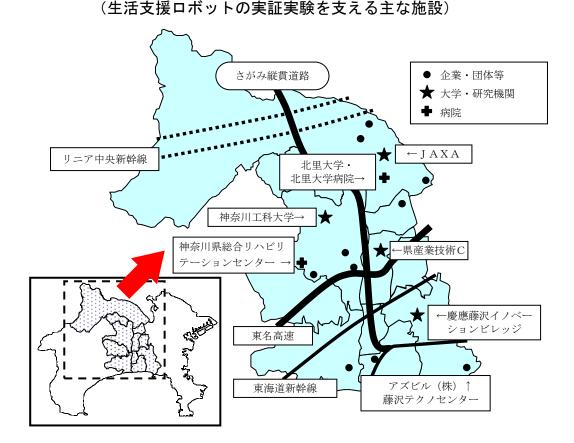
#### 神奈川の人口ピラミッド



#### 神奈川県内で想定される主な地震の被害想定 (全壊建物数)



地域のポテンシャル



### 対象区域…「さがみ縦貫道路沿線地域等」

(9市2町…相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、 伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町)

# 《定性的目標》

生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

<評価指標> 県民の満足度(安全・安心、健康・福祉)

# 「さがみロボット産業特区」で取り組む事業

# 生活支援ロボットの実証実験等の実施

#### ①介護・医療ロボット実証等事業

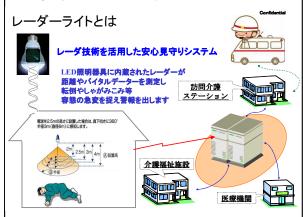
効果的・効率的にリハビリテーション を行うため、病院や介護施設等におい て、利用者の機能回復や施設職員の介護 業務等をサポートするロボットを現場に 試験的に導入し実証実験等を行うこと で、ロボットの開発・実用化を促進す



#### ②高齢者等への生活支援ロボット実証等事業

一人暮らしの高齢者が健康的で自立し た生活を送るために、高齢者を見守るた めのロボットシステムや外出を支援する ためのロボットの実証実験等を実施す

#### 〇 見守りシステムの例



#### ③災害対応ロボット実証等事業

倒壊した建物や海中での捜索・救助を 行うロボットの実証実験等を公共施設や 河川などで実施する。

また、JAXAの持つ知見を活かすな どして、被災地でも作動する災害対応ロ ボットの研究開発や実証実験の実施につ いて検討する。



県総合防災センター・消防学校 防災サーキット

# 他の特区との連携

#### 「つくば国際戦略総合特区」

企業の研究開発における「さがみロボッ ト産業特区」での実証実験や、つくば国際 戦略総合特区の生活支援ロボット安全検証 センターの活用などが想定される

#### 「京浜臨海部ライフイノベーション国 際戦略総合特区」

ライフサイエンスに関連したロボット関 連の取組み等について連携・協力を図り、 相乗効果を得られるよう進めていく



生活支援ロボット安全検証センター(つくば市)

# 災害対応 ロボットエリア 介護・医療 ロボットエリア さがみ

縦貫道路

実証実験等のエリア

※ それぞれのエリア内に実証フィールドを設けて実証実験を行うが、エリアごとに テーマを限定せず、連携して様々な事業を実施していく。

# 実証環境整備のための関連企業の誘致

エリア

高齢者等への 生活支援ロボット

工業系特定保留区域等において新たな産業適地を創出し、企業誘致の受け皿を整えるとともに、市街化区域(工業系用途区 域)と合わせて企業誘致活動を実施することにより、実証実験等に携わる生活支援ロボット関連企業の新規立地を促進し、実証 環境の充実を図る。

## 国に求める規制緩和等(主なもの)

#### 生活支援ロボットの実証実験等の実施

- 薬事法未承認医療機器の臨床研究への提供に係る規制の緩和
- 電波法の利用できる周波数帯や利用場所の規制の緩和
- 道路交通法などでの公道実験の制限の緩和
- 中小企業等のロボット関連研究開発に対する助成制度の優先適用

#### 〇 実証環境整備のための関連企業の誘致

農地転用に係る権限移譲及び国の関与の廃止

など

など

#### ◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

#### さがみロボット産業特区

#### [解説]

この特区は、相模川の上流から河口までの流域にあって一体的生活圏を構成してきた県中央部に おいて、現在大きな課題となっている少子高齢化や大規模自然災害への対応を、研究開発や実証実 験に関する地域の資源を活かした「生活支援ロボット」の実用化によって支えていく構想である。

本年3月に策定した本県の総合計画「かながわグランドデザイン」では「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を基本理念としており、県民一人ひとりの「いのち」を輝かせる取組みを進めることとしている。

そこで、この特区では、産業面(技術開発を含めたイノベーション)から県民の「いのち」すなわち安全・安心を支えていくこととし、名称を「さがみロボット産業特区 ~ロボットで支える県民のいのち~」としたところである。

#### ① 指定申請に係る区域の範囲

#### i)総合特区として見込む区域の範囲

神奈川県相模原市(緑区、中央区及び南区)、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町の区域(以下「さがみ縦貫道路沿線地域等」という。) ※ 「さがみ縦貫道路」とは、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部で、茅ヶ崎市西久保の新湘南バイパスとのジャンクションから相模川沿いに北上し、都県境に至る約34kmの区間をいう。

# ii ) i )の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域なし

#### iii) 区域設定の根拠

さがみ縦貫道路沿線地域等は、相模川流域を中心として一体的な生活圏を構成している地域である。交通面でもJR相模線や国道129号など、南北方面の結びつきを持っており、本県としても県央・湘南都市圏として一体的な整備を進めてきたところである。

また、さがみ縦貫道路沿線地域等には企業の研究開発拠点、県産業技術センター、大学や病院などが数多く立地し、全民営事業所に占めるロボット関連事業所の割合は2.64%と、京浜臨海部 (横浜市及び川崎市)の2.08%を大きく上回るなど、ロボット関連産業が高い割合で集積しており、技術連携、共同研究開発などを実施する上でのポテンシャルも高い地域であることから、総合特区の対象区域として設定した。

# ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

- i)総合特区により実現を図る目標
  - ア)定性的な目標

#### 生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

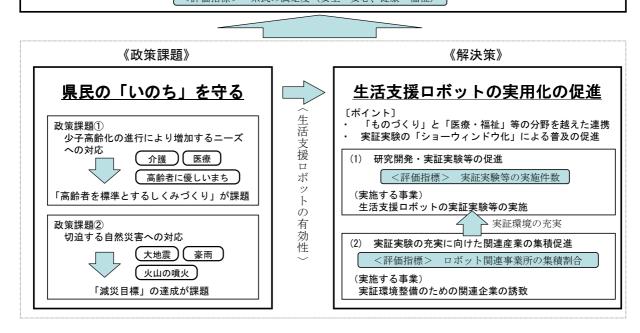
生活支援ロボットの実用化や普及を促進していくことにより、少子高齢化社会における介護や災害時の捜索・救助など、県民が直面する身体的・精神的負担等を軽減するとともに、 生活支援ロボットの実用化を担う企業の集積を進め、実証環境の充実を図る。

このように、産業面から県民の「いのち」を守り、県民生活の安全・安心の確保及び地域 社会の活性化の実現を図り、保健・福祉面や防災面における県民満足度を高めていく。

#### 《定性的目標》

#### 生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

<評価指標> 県民の満足度(安全・安心、健康・福祉)



#### ※ ロボットとは

①センサー、②知能・制御系、③駆動系の要素を持つ機械システム(経済産業省定義)。 ヒト型ロボットだけでなく、自動改札機、自動清掃機能付きエアコン、追突防止機能付き自 動車など、非常に広範囲に応用可能な製品。

※ 生活支援ロボットとは

人の生活と同じ空間で、福祉、清掃など様々な用途に使用されるロボット。

#### [解説]

さがみ縦貫道路沿線地域等をはじめ本県において、大きな政策課題となっているのは、全国を上 回るペースで進行する高齢化への対応と、切迫性が指摘されている東海地震等への備えなどである。

#### 神奈川の人口ピラミッド 1970 (昭和45) 年 80~84歳 75~79歳 総人口 574万人 70~74歲 65~69歳 55~59歳 50~54歳 45~49歳 40~44歳 35~39歳 30~34歳 25~29歳 第一次ベビーブーム世代 20~24歳 15~19歳 (団塊の世代) 10~14歳 5~ 9歲 0~ 4歳 20 国勢調査実績 ■男■女 (万人) 30 0 85歳~ 80~84歳 2010 (平成22) 年 75~79歳 70~74歲 総人口 905 万人 65~69歳 ■ 第一次ベビーブーム世代 60~64歳 55~59歳 (団塊の世代) 50~54歳 45~49歳 40~44歳 ■第二次ベビーブーム世代 35~39歳 30~34歳 25~29歳 20~24歳 15~19歳 10~14歳 5~ 9歳 0~ 4歳 国勢調査実績 10 30 40 (万人) ■男■女 85歳~ 2050 (平成62) 年 80~84歳 75~79歳 ■第二次ベビーブーム世代 総人口 806万人 65~69歳 60~64歳 55~59歳 50~54歳 45~49歳 40~44歳 35~39歳 30~34歳 25~29歳 20~24歳 15~19歳 10~14歳 5~ 9歳 10 20 30 県の人口推計 (万人) ■男■女 ※ 第一次ベビーブーム···1947 (昭和22) 年~1949 (昭和24) 年における出生の急増。 第二次ベビーブーム・・・1971 (昭和46) 年~1974 (昭和49) 年における出生の急増。

出典:かながわグランドデザイン 基本構想

平成 23 年度に実施した県民ニーズ調査でも、県行政に特に力を入れて取り組んでほしい分野の 上位 4 項目は、治安対策、防災対策、医療体制の整備、高齢者の福祉対策であり、特に少子高齢化 や地震をはじめとする防災への意識が強く表れている。

本年3月に策定した本県の総合計画「かながわグランドデザイン」では、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するため、「いのち」の視点から重点政策を分野横断的にまとめている。

「いのち」につながる少子高齢化と地震 防災への対応について、「かながわグランドデザイン」では、前者について「高齢者 を標準とするしくみづくり」を掲げ、後者 については「大規模な災害への対応力の強

化」を位置づけた上で、神奈川県地震防災

県行政への要望

順位	分野	回答率(%)
1	治安対策	53. 4
2	防災対策	46. 1
3	医療体制の整備	36.8
4	高齢者の福祉対策	36.6
5	子育て支援	25. 9
6	食の安全や食育の推進	23.0
7	自然保護や緑の保全	22. 7
8	雇用対策や労働環境の整備	20.7
9	学校教育の充実	19. 3
10	交通安全対策	15.6

※出典:平成23年度県民ニーズ調査

戦略で具体の「減災目標」を掲げ、目標の達成に向け、様々な取組みを進めているが、同時に生活 支援ロボットの実用化を促進することで、高齢者の介護・医療の現場や日常生活、災害復旧の現場 などにおける諸課題の解決に挑戦していく。

そのため、生活支援ロボットの実証の場の確保を最優先課題として取り組むこととし、生活支援ロボットの実証実験等の実施と、実証環境を充実させるための産業集積を一体的、戦略的に進めることで、安全・安心な地域社会を実現し、県民の「いのち」を支えていく。

また、少子高齢化や防災対策は全国的な課題でもあることから、県内はもとより、この取組みを モデルケースとして全国に発信し、波及を目指す。

#### イ) 評価指標及び数値目標

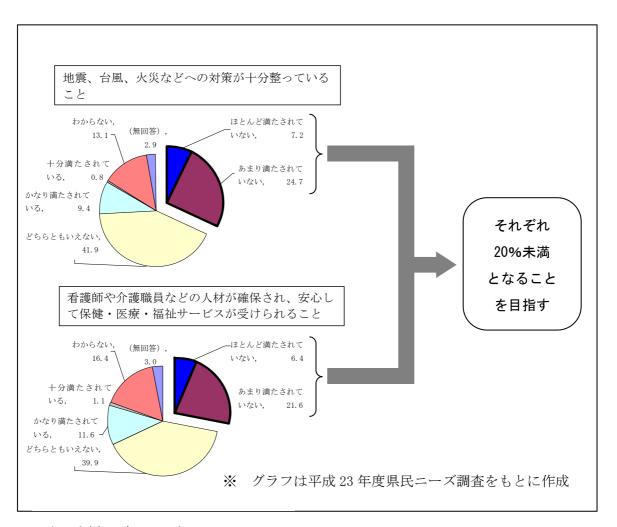
#### 〇 県民の安全・安心の向上

#### 評価指標(1): 「県民の満足度(安全・安心、健康・福祉)」

県民ニーズ調査における「地震、台風、火災などへの対策が十分整っていること」及び「看護師や介護職員などの人材が確保され、安心して保健・ 医療・福祉サービスが受けられること」に対する評価

(「あまり満たされていない」「ほとんど満たされていない」などマイナス 評価の割合の合計)

数値目標(1): 平成 23 年度 31.9%、28.1%→平成 29 年度 それぞれ 20%未満



#### 〇 生活支援ロボットの実用化

評価指標(2): 「実証実験等の実施件数」

特区対象地域における生活支援ロボット関連実証実験等の実施件数

数値目標(2): 平成23年度4件→平成25年度から5年間で60件

#### 評価指標(3): 「ロボット関連事業所の集積割合」

さがみ縦貫道路沿線地域等の全民営事業所に占めるロボット関連事業 所の比率

※ ロボット関連事業所 … 日本標準産業分類(総務省統計局、平成19年11月改定版) の産業小分類のうち、「金属加工機械製造業」などロボットと 密接に関連する19業種を営む事業所

#### 数値目標 (3): 平成 21 年度 2.64% → 平成 29 年度 2.80%

※ 平成 21 年度の時点でロボット関連産業の比率が最も高い都道府県(長野県)においては、全事業所の 2.74%がロボット関連事業所であった。これを上回り、全国一のロボット関連事業所の集積を目指すため、この指標を設定した。

#### ウ) 数値目標の設定の考え方

○ 数値目標(1)の目標達成に寄与する事業としては、「生活支援ロボットの実証実験等の 実施」を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

- ・生活支援ロボットの実証実験等の実施 介護・医療ロボット開発事業 25% 高齢者等への生活支援ロボット開発事業 25% 災害対応ロボット開発事業 50%
- 数値目標(2)の目標達成に寄与する事業としては、「生活支援ロボットの実証実験等の 実施」「実証環境整備のための関連企業の誘致」を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

- ・生活支援ロボットの実証実験等の実施 70%
- ・実証環境整備のための関連企業の誘致 30%
- 数値目標(3)の目標達成に寄与する事業としては、「生活支援ロボットの実証実験等の 実施」「実証環境整備のための関連企業の誘致」を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

- ・生活支援ロボットの実証実験等の実施 30%
- ・実証環境整備のための関連企業の誘致 70%

#### ii ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

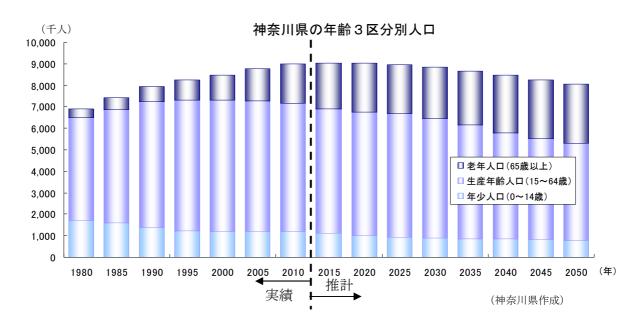
#### ア)政策課題

〇 県民の「いのち」を守る

本県における大きな政策課題である少子高齢化への対応や東海地震等への備えを図ることで、県民の「いのち」を守る必要がある。

#### ① 少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応

全国を上回るペースで高齢化が進行する本県においては、高齢者あるいはそれを支える層からの様々なニーズの発生・増加が緊急の課題であり、少子化も相まって、自力での行動が制約される高齢者へのサポート体制の確保・充実が大きな課題となっている。



#### [解説]

本県は、全国を上回るペ ースで高齢化が進行して いることから、今後、医 療・介護・福祉の現場や、 日常生活において高齢者 に対する支援が必要とな る場面が急増していくと 見込まれる。

#### 介護サービス利用者の推移 250,000 14, 357 200,000 7, 512 43,801 38, 147 ■地域密着型サービス 150,000 □介護保険施設サービス ■居宅サービス 100,000 <mark>23,</mark> 061 神奈川県調べ 169, 531 140, 615 各年度の人数は、9月 50,000 68, 113 の利用者数。 0 3 地域密着型サービス及 12年度 15年度 18年度 21年度 22年度 び居宅サービスには、介 出典:かながわ高齢者保健福祉計画

護予防サービスを含む。

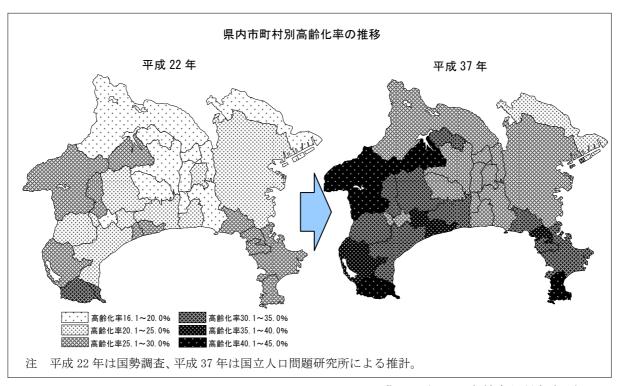
さがみ縦貫道路沿線地域等は、現在は県内でも高齢化率が低く、人口が

増加している地域であるが、平成32年頃からは全県の傾向と同様に、人口減少に転じると推計さ れており、急速かつ大幅に高齢化が進行すると予想されることから、こうした課題に緊急に取り組 んでいく必要がある。

また、マンパワーを頼りとした高齢者へのサポートについては、少子高齢化の進行による介護人 材の不足等から、深刻な状況となっている。

本県は、「高齢者を標準とするしくみづくり」を目指し、かながわ高齢者保健福祉計画などに基 づき、高齢化社会への対策を推進しているが、全国2位の人口を抱え、今後も高齢者の増加が見込 まれることから、さらなる対策が求められている。

◇ 対象とする政策分野:g)地域の介護、福祉



出典:かながわ高齢者保健福祉計画

#### ② 切迫する自然災害への対応

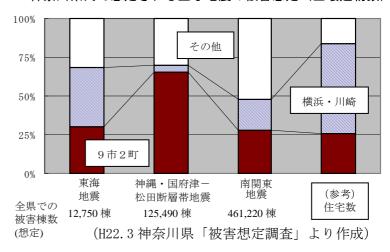
大規模自然災害発生後、最も緊急な課題は人命救助であるが、倒壊家屋の内部調査などマンパワーの投入だけでは解決困難な課題に対して、新たな解決策を早急に講じる必要がある。

#### 「解説

本県が位置する関東地方南部は、以前から東海地震等の発生が懸念されている地域である。東日本大震災の発生によってその懸念はいっそう高まっており、本県としても、神奈川県地震防災戦略において減災目標を定め、死者数を半減させることなどを掲げて防災対策を進めている。

過去の震災においては、倒壊した多くの建物の内部調査や被災者の救助

#### 神奈川県内で想定される主な地震の被害想定(全壊建物数)



が難航しており、人命救助をより迅速・的確に行う必要があるが、現実には、広範な被災地域に投入する人手の確保のほか、大きな危険や進入の困難さを伴う地域での救助活動のあり方など、様々な課題がある。

このほか、近年発生している突発的・局地的集中豪雨などへの対策も喫緊の課題となっている。

◇ 対象とする政策分野: z) その他

#### 〇 政策課題間の関係性

これら2件の政策課題は、いずれも県民の「いのち」にかかわる課題であり、かつ、ロボットを活用することにより解決・改善が期待される分野であることから、両者は一体的に取り組むことが効果的である。

#### イ)解決策

#### 〇 生活支援ロボットの実用化の促進

県民の「いのち」に関わる政策課題を一体的に解決・改善するため、様々な生活支援ロボットの実用化を幅広く促進する。

#### (1) 研究開発・実証実験等の促進

政策課題として掲げた少子高齢化や自然災害への対応には様々な解決策があるが、その中でも、重労働や危険地域での活動など他の対策では解決困難な課題に対しては、ロボットの活用が効果的・効率的な解決策となりうる。

本県が実施した「ロボット関連製品・技術に関するアンケート (平成 24 年 8 月 実施)」によると、ロボット関連製品を開発したことがある企業が苦労した点や課題等として、「研究・開発」や「ユーザーとのマッチング」、「ニーズの発掘・想定」などの回答が上位を占めている。

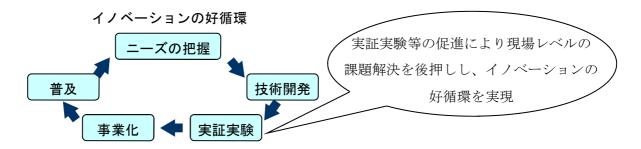
また、これまで本県が実施してきた「サービスロボット関連産業支援」の取組みにおいて、生活支援ロボットの実用化の課題としては、

- ① 身近にロボットを体験する機会がないため、ニーズの掘り起こしやニーズの把握が 困難
- ② 技術開発に多くの時間・資金が必要で、単独企業では困難
- ③ 実際の使用場所に近い環境での実証実験機会の確保が困難

の3点と整理している。

そこで、「ニーズの把握」から「技術開発」「実証実験」を促進することで、「事業化(関連製品の市場投入)」や「普及」を促進し、利用者を通じて再び新たな「ニーズの把握」につなげる、いわゆるイノベーションの好循環を実現し、政策課題の解決に結びつけていく。

こうした政策課題は全国に共通するものであることから、これらの課題解決につながる 生活支援ロボットのイノベーションは、本県産業の成長を支え地域経済の活性化につなが るだけでなく、我が国全体が抱える課題の解決にも資するものである。



#### (2) 実証環境の充実に向けた関連産業の集積促進

生活支援ロボットの実用化を促進するためには、実証実験等の担い手となる企業等の存在が不可欠である。特にロボットは様々な要素技術の集合体であることから、生活支援ロボットの研究開発を効果的に行うためには、様々な技術連携の基盤となる関連産業の幅広い集積が必要である。

そこで、生活支援ロボットの研究開発と併せ、産業集積の受け皿となる適地の創出を進め、生活支援ロボット関連産業の集積を促進することにより、実証環境の充実を図る。

#### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

#### ① 地域の歴史や文化

さがみ縦貫道路沿線地域等は、本県が昭和36年度以来、厚木市と愛川町に広がる内陸工業団 地の造成を手がけるなど、京浜工業地帯を中心とした産業集積を西側にシフトする施策を展開 してきた地域である。

#### ② 地理的条件

本県は関東地方南部に位置し、中でもさがみ縦貫道路沿線地域等は、南北に流れる相模川を中心とした一体的な生活圏が形成され、都心から概ね30~50km、横浜駅から概ね20~40kmと、企業の本社が多く所在する東京・横浜双方に近接し、研究開発機関が集積しやすい地域である。

#### ③ 社会資本の現状

さがみ縦貫道路沿線地域等には、県産業技術センター、大 学や病院などが数多く立地しており、技術連携、共同研究開 発や実証実験などを実施する上でのポテンシャルが高い地域 である。具体的には、

・ 介護・医療ロボットの実証実験等の舞台となる神奈川 県総合リハビリテーションセンターなどリハビリテーション科を有する多数の病院や、視覚機能をはじめ人用代 替機能装置の開発と応用で豊かな実績を有する北里大学 などの大学、介護施設



リハビリテーションの状況 (神奈川県総合リハビリ テーションセンター)

・ 災害対応用ロボットの実証実験等の舞台となる県総合防災センター等の公共施設

- ・ 渋滞・交通安全対策用ロボットの実証実験等の舞台となる道路網
- ・ ロボットを含めた航空宇宙関連の技術を持ち、共同研究開発等が可能な独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (IAXA)

など、多種多様な生活支援ロボットの実証に適した環境が整っている。

特に、神奈川県総合リハビリテーションセンターは、平成25年度に再整備工事に着工するが、 その計画の中で「ロボット工学を活用したリハ医療の提供」を掲げ、ロボットの活用を位置づけている。

地域の交通インフラとしては、東名高速道路や国道1号、国道246号、小田原厚木道路などの道路網や、JR東海道線・JR相模線・小田急小田原線・小田急江ノ島線・相鉄線・相鉄いずみ野線などの鉄道網が集中しており、交通の要衝である。

また、平成26年度に全線開通予定であるさがみ縦貫道路や、新東名高速道路、国道246号バイパスなど、交通インフラが一層充実する見通しであり、新規立地を検討する多くの企業が注目している地域である。

#### ④ 地域独自の技術の存在

本県は、輸送機器や電気機器関連産業をはじめとした製造業が多数集積するものづくり先進 県である。また、本県に所在する事業所の99%は中小企業であり、介護ロボットなどで求めら れる「多様な製品を小ロットで生産」が可能となっている。

中でも、さがみ縦貫道路沿線地域等には、例えば、

- ・ (株)昭和真空や(株)アルバックといった真空技術
- ・ アンリツ(株)や(株)インテリジェントセンサーテクノロジー、(株)ガステックといった 計測・センサー関連技術
- ・ アイダエンジニアリング(株)や(株)アマダといった加工装置の製造技術
- ・ 日産車体(株)や日本電産トーソク(株)、自動車部品工業(株)といった自動車関連技術など、世界に誇れるオンリーワン技術を有する企業が集積している。

さらに、県産業技術センターの技術系職員一人当たりの収入額は全国トップクラスであり、 そのものづくり全般の技術は、企業から高い評価を受けている。

#### ⑤ 地域の産業を支える企業の集積等

本県には、全国第4位となる310,148事業所(平成21年経済センサスでの「民営事業所」)が立地し、産業の集積が進んでいる。うち製造業は22,549事業所にのぼり、日本のものづくりの拠点の一つといえる。特に、さがみ縦貫道路沿線地域等には、県内のおよそ4分の1にあたる84,575事業所が所在しており、うち7,240事業所が製造業を営む事業者である。

次に、ロボット関連産業について見ると、県内の事業所数は 6,374 カ所(全国 5 位)であり、このうち、さがみ縦貫道路沿線地域等に所在するロボット関連産業の事業所数は 2,235 カ所と、都道府県レベルでは 12 位に相当し、千葉県全体とほぼ同じ規模の事業所数を有している。

また、本県の全事業所に占めるロボット関連事業所の割合は2.06%(全国10位)であるのに対

し、さがみ縦貫道路沿線地域等のロボット関連事業所の割合は 2.64%と、ロボット関連産業が高い割合で集積している。これは都道府県レベルでは全国 4 位に相当し、京浜臨海部(横浜市及び川崎市)の 2.08%を大きく上回っている。全国的に多くの事業所が集積している本県の中でも、特にロボット関連産業の集積度合いが高く、技術連携・共同研究開発などを通じた新たなイノベーションを生み出すことができる地域である。

一方、地域に立地している企業としては、平成16年度から本県が実施している企業誘致策「インベスト神奈川」を活用して立地した大企業だけでも、

- ・ 自動車関連では、日産自動車(株)、NECエナジーデバイス(株)、日本精工(株)、三菱 重工業(株)
- ・ 半導体や太陽電池関連では、(株)アルバック、昭和シェル石油(株)、東京応化工業(株)
- 電気機器関連では、ソニー(株)、(株)リコー、アズビル(株)

など、数多くの企業が県内、特にさがみ縦貫道路沿線地域等へ立地している。

中でも、生活支援ロボットに関わる研究開発が可能な施設としては、日産自動車(株)テクニカルセンター、ソニー(株)厚木テクノロジーセンター、アズビル(株)藤沢テクノセンターなどがある。また、

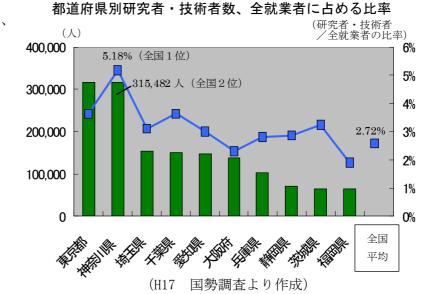
- ・ 生活支援ロボットの製造が可能であるグローウィング(株)、ダブル技研(株)
- センサー技術を有するマイクロテック・ラボラトリー(株)、ユーエスディ(株)
- モーター制御技術を有するサーボランド(株)、(株)コスモテックス

など、ロボットの設計から組み立てまでを域内で一貫して行うことが可能な産業集積地域が 形成されている。

#### ⑥ 人材、NPO等の地域の担い手の存在等

本県の科学研究者数・技 術者数は全国第2位であり、 高度な研究人材が厚く集積 している。

中でも、さがみ縦貫道路 沿線地域等の研究開発人口 は、県全体の約5割を占め ており、神奈川工科大学創 造工学部ロボット・メカト ロニクス学科など、生活支 援ロボットに関する研究開 発や実証実験等を行う大学 も所在している。また、厚



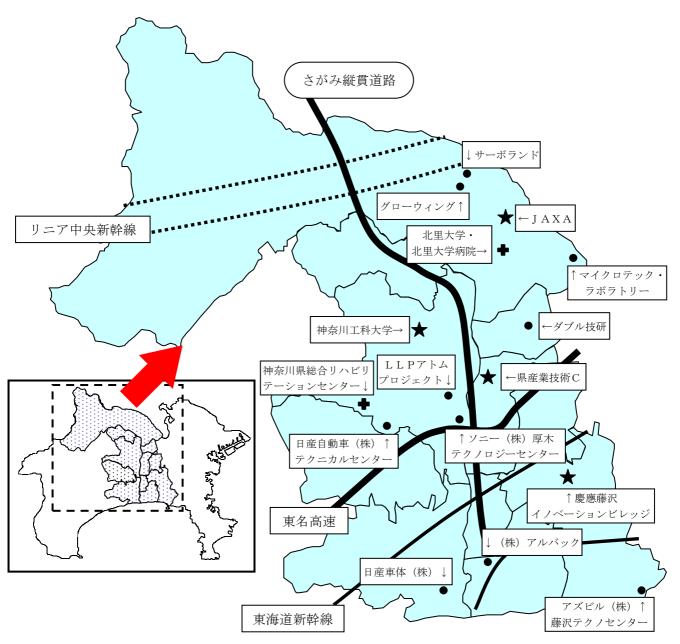
木市に所在する「LLPアトムプロジェクト」においても、神奈川工科大学との連携により、

生活支援ロボットの研究開発・実証実験等が行われている。

さらに、研究開発に関連する拠点としては、県の中央部に全国有数の規模を持ち、充実した 支援能力を有する県産業技術センターが所在しており、県内企業の技術面をサポートする人材 を多数擁している。

中小企業等の支援については、地域の中小企業を統括する商工会や商工会議所が地域協議会のメンバーとなっているほか、(財)藤沢市産業振興財団や、(株)さがみはら産業創造センター、(独)中小企業基盤整備機構が整備した「慶應藤沢イノベーションビレッジ」をはじめとするインキュベート施設も充実しており、成長産業への参入をサポートする体制が整っている。

#### さがみ縦貫道路沿線地域等のポテンシャル



#### ⑦ 地域内外の人材・企業等のネットワーク

本県では、世界トップレベルの大企業等の研究機関、高い技術力のある中小企業、理工系大学、公的試験研究機関の立地・集積を生かし、「世界をリードする新たな産業の展開」を図るため、産学公オール神奈川の技術連携を促進することで高付加価値型産業の創出を目指す「神奈川R&Dネットワーク構想」を進めている。

取組みの中心となるのは、⑤に記載した大企業の多くが参加している「神奈川R&D推進協議会」である。神奈川R&D推進協議会の第1期(平成17~21年度)では、構成員である大企業と中小企業との間で70件、7億円を超える研究開発関連の取引が成立するなど、技術連携が進展している。平成24年9月からは「ロボット研究会」が発足するなど、ロボット関連の取組みを強化しており、将来的にはこの協議会を通じ、県内他地域の取組みとの連携も進めていく。

また、県内には、中小企業の航空宇宙参入にいち早く取り組んだコンソーシアム「まんてん プロジェクト」など先進的取組みもあることから、それらとの連携も強化していく。

さらに、企業立地促進法に基づき、神奈川の強みを活かした競争力のある産業の創出・育成を図り、「IT/エレクトロニクス、バイオ、自動車、新エネルギー、ロボット、航空宇宙」関連分野の集積に向けた取組みを進めるため、本県と県内27市町及び経済団体等が参加して、神奈川県地域産業活性化協議会が設立されているほか、全県的に企業誘致の取組みを進めるため、本県と県内24市町及びインフラ関連の民間企業等で構成される神奈川県企業誘致促進協議会が設置されている。



### 神奈川R&Dネットワーク構想

■世界トップレベルの大企業

■技術力のある中小企業

■理工系大学

■公的試験研究機関

立地・集積を生かし産学公技術連携を推進

高付加価値型産業の創出

#### 研究会

オープンラボ

展示会等、マッチング

社会的課題や新規成長 分野の研究

→研究会、フォーラム等※ロボット研究会を新設

開放実験室を活用
→ 共同研究開発等の
技術連携を推進

中小・中堅企業の優れた 製品や技術などの展示会 → マッチングを促進

#### ⑧ その他の地域の蓄積

本県では、平成13年度に「ロボフェスタ神奈川2001」を開催し、その後もレスキューロボット研究開発拠点の誘致、住宅展示場等での実証実験など、ロボット産業振興の取組みを進めてきた。

特に介護ロボットの普及に関しては、平成22、23年度に試験的に介護施設にロボットを導入し、普及を図ってきた。さらに平成24年度には「介護ロボット普及推進センター」を設け、県内の社会福祉法人・医療法人と本県との間で協定を締結し、介護ロボットの使用・評価や介



実証実験の状況 (外壁診断ロボット)

護関係者等の視察の受入れなどを行っている。

現在は、実証実験等の実施場所の確保、商談・展示会の出展規模の拡大など、全県的に施策を 展開し、県としてのロボット振興の実績・ノウハウを蓄積して今日に至っている。

#### 神奈川県におけるこれまでのロボット産業振興の取組み

平成 13 年度 | 「ロボフェスタ神奈川 2001」(ロボットの展示やフォーラム等)の開催

平成 14 年度 | レスキューロボット研究開発拠点「川崎ラボラトリー」を誘致(~18 年度)

平成 15 年度 「国際環境特区(県、川崎市)」に認定、ロボットの公道での実験を実施ロボットやその関連技術をテーマとした商談・展示会を開催(~現在)

平成 18 年度 「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」設立 「ロボットパーク」事業を開始し、住宅展示場において実証実験を実施(~22 年度)

平成22年度 介護・医療分野ロボット普及推進モデル事業で、介護施設にロボットを試験導入 (~23年度)

> ロボット等新製品開拓事業で、中小企業が開発したロボット等新製品をPR (~23 年度)

平成 23 年度 「ロボットパーク」事業で、実際の使用場所に近い環境での実証実験を実施 (~現在)

平成24年度 実証実験支援事業で、企業が開発したロボットを使用場所に応じて実証実験 セミナー等情報発信事業で、ロボットビジネスに関するセミナーを開催 企業交流事業で、県内ロボット関連企業と全国の企業との商談・展示会を開催 県内ロボット関連製品開発・活用状況調査事業で、県内企業への調査を実施

#### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

- i)行おうとする事業の内容
  - 〇 生活支援ロボットの実証実験等の実施

生活支援ロボットの実用化促進に当たっては、実用化が進まない原因である、

- ① 身近にロボットを体験する機会がないため、ニーズの掘り起こしやニーズの把握が困難
- ② 技術開発に多くの時間・資金が必要で、単独企業では困難
- ③ 実際の使用場所に近い環境での実証実験機会の確保が困難

などの課題をクリアするため、実証実験を中心に「イノベーションの循環」に係る事業を実施 する。

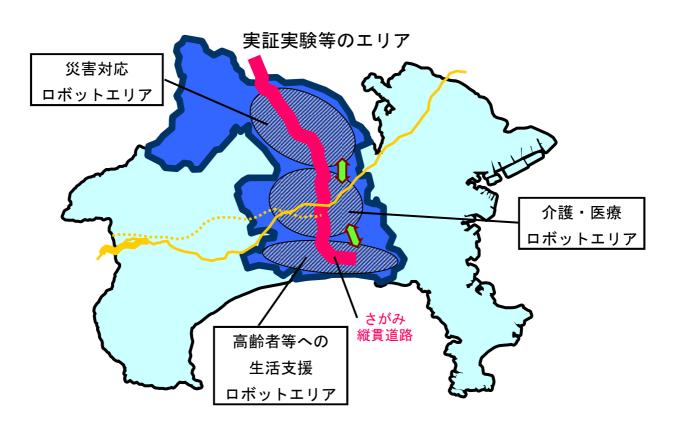
#### ア)事業内容

生活支援ロボットの実用化を促進するため、多様な実証実験を受け入れる実証実験フィールドを創出する。

実証実験等の実施に当たっては、次に掲げるテーマごとに大きくエリアを設定し、その中に実験に適したフィールドを複数用意していく。また、必要に応じてエリア相互に連携するなどして、一体的に実証実験等を展開していく。

実証実験等を行うに当たっては、区域内の企業はもとより、区域外からも参加企業を公募していく。また、状況に応じてモニターも広く公募してニーズの掘り起こしや把握に役立て、施設や利用者の負担とならない範囲で実験を公開することで、実証実験等のフィールドを生活支援ロボットのショーウィンドウとし、様々な現場での生活支援ロボットの活用を広く県民や企業に対してアピールして理解を深め、普及の促進を図る。

なお、「つくば国際戦略総合特区」は生活支援ロボットの実用化に関連して、安全性評価基準の確立や安全認証を行う国際拠点の形成等の事業を実施していることから、「つくば国際戦略総合特区」で開発支援を行ったロボットについて、「さがみロボット産業特区」で実証実験等を行うとともに、「さがみロボット産業特区」内の企業の研究開発の際に、つくば生活支援ロボット安全検証センターの施設等を活用する、といった連携を進めていく。



※ それぞれのエリア内に実証フィールドを設けて実証実験を行うが、エリアごとにテーマを限定 せず、連携して様々な事業を実施していく。

#### ① 介護・医療ロボット実証等事業

(実施想定地域:厚木市等を中心とするエリア)

#### • 概要

高齢者の増大に伴い、リハビリテーションも効果的、効率的に行う必要がある中、病院や介護施設等において、利用者の機能回復をサポートするロボットや施設職員の介護業務等をサポートするためのロボットを現場に試験的に導入し実証実験等を行うことで、ロボットの開発・実用化を促進する。

#### 実証実験等の内容

神奈川県総合リハビリテーションセンターなど のリハビリテーション施設で、ロボット開発に役 立てるための訓練前の動作解析データを収集、提 供するとともに、データに基づき製作されたパワ

#### 介護・医療ロボットの例

(介護支援ロボット)

ベッドや車椅子からの人の移動を支援するロボット。介護者の負担軽減が期待される。



Copyright (C)2009 理化学研究所 RTC All Rights Reserved.

ーアシストロボット等を利用者の身体に装着し、機能回復の訓練に活用し、使い勝手について利用者や施設職員が評価することにより、ロボットの改良に反映させる。

また、高齢者介護施設等において、ベッドと車いすの間の移乗、入浴介助など施設職員の負担が大きい業務についてロボットを試験的に導入し、データの収集や使い勝手を確認するとともに、職員の負担軽減や作業の効率化につながっているかどうか、利用者や施設職員が評価する。

なお、実証実験等の実施場所の一つである、神奈川県総合リハビリテーションセンターとの間で連携について合意しており、センターが対象としている疾患に係る実証実験を利用者に対して行う仕組みについて構築中である。実施主体企業については、既に開発中の企業を含めて広く公募を行い、地域協議会で選考していく枠組みを想定している。

#### ② 高齢者等への生活支援ロボット実証等事業

(実施想定地域:藤沢市、平塚市等を中心とするエリア)

#### 概要

一人暮らしの高齢者が増える一方で、地域の結びつきが弱くなってきており、一人暮らし の高齢者が健康的で自立した生活を送るために、高齢者を見守るためのロボットシステムや 外出を支援するためのロボットの実証実験等を実施する。

#### 実証実験等の内容

一人暮らしの高齢者の住宅内で、遠隔地から高齢者の生活や健康の状況を見守るロボット システム、人からの会話や接触などに反応しコミュニケーションを行うロボットなどを実際 の生活に試験的に導入する。 また、安全・安心な移動手段の実現による買い物弱者対策の観点から、高齢者が積極的に外出し、様々な人との交流や買物を楽しみ、生きがいにつなげていくための手段として、障害物を避けながら自動で目的地まで移動する車いすロボットや、衝突防止など高齢者の自動車での移動を安全にサポートするシステム、商品・店舗情報を活用する買物支援ロボット、産地遺伝子判別機器などの実証実験等を公道や店舗等で行うものとし、高齢者をはじめ、老若男女が安全・安心・快適に暮らせる「住みやすいまちづくり」の見本とするため、人とシステム・技術の親和性が図られたモデルタウンを目指していく。

これらの実証実験等は、有効性や使い勝手を使 用者や高齢者支援機関などが評価する。

なお、実証実験等の場づくりに向け、民間企業 と連携について調整中であり、実施主体企業についてもその中で対応していく。

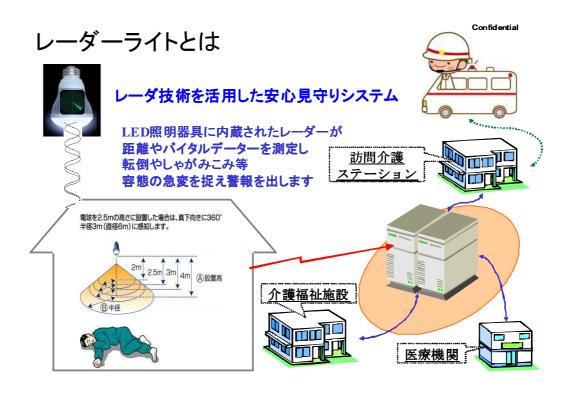
#### 高齢者等生活支援ロボットの例

(コミュニケーションロボット)

人の位置や言葉を認識して話し相手になる ロボット。高齢者の認知症予防などの効果が期 待される。



#### 〇 見守りシステムの例



#### ③ 災害対応ロボット実証等事業

(実施想定地域:相模原市等を中心とするエリア)

#### · 概要

倒壊した建物や海中での捜索・救助を行うロボットの実証実験等を公共施設や河川などで実施する。

また、区域内に所在するJAXAの持つ知見を活かすなどして、被災地でも作動する災害対応ロボットの研究開発や実証実験の実施について検討する。

#### 実証実験等の内容

県総合防災センターなどの公共施設や河川等で、 がれきを想定した環境や水中での被災者の捜索・救助を行うロボットの実証実験等や、公共施設・公道 などで、放射線や有毒ガス等の発生、火山の噴火と

#### 災害対応ロボットの例

(点検ロボット)

搭載されたカメラで工場や住宅などを点検するロボット。人が立ち入れない危険な場所で、人の代わりに作業することが期待される。



いった災害時に、環境の測定、人の有無など状況を把握するためのロボットの実証実験等を 行い、データ収集や使い勝手などの評価を行う。

なお、実証実験等の場として、県総合防災センターを活用するとともに、非活用校となった県立高校などの施設を活用する。また、実施主体企業については、既に開発中の企業を含めて広く公募を行い、地域協議会で選考していく枠組みを想定している。

さらに、JAXAと連携して、地域協議会主催のセミナー等でJAXA保有技術・ノウハウ・連携手法の紹介を行い、生活支援ロボットの研究開発等を促進していく。

このほか、国が進めている超小型衛星や準天頂衛星などの情報を利用した高度な位置制御など、様々な航空宇宙関連技術を活用し、高精度な捜索が可能なロボットの開発なども検討していく。



県総合防災センター・消防学校 防災燃焼試験施設

県総合防災センター・消防学校 防災サーキット



#### イ) 想定している事業実施主体

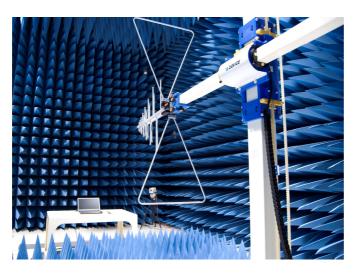
(実証フィールドの提供) 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団、 介護福祉施設を運営する法人等、医療法人、大学法人、県等 (ロボットの製作・実証実験等) 企業等の事業者

#### ウ) 当該事業の先駆性

生活支援ロボットは政策課題を解決するための有力なツールであるが、新しく未成熟な分野であるため、潜在的ニーズとの適合や使い勝手の確認・改良のためには、実証実験の実施が不可欠である。

本事業は、テーマ性を持った3つの大きなエリア (実証実験フィールド・コンプレックス) の中に、実証実験等のフィールドを集積していくことで、特区内の様々な場所で、同時に複数の生活支援ロボットの実証実験等を可能にする。

また、実証実験等のフィールドに、公募やモニターなどの手法も活用して多くの企業を呼び込むことで、ユーザーニーズの掘り起こしや把握と合わせ、実証実験等を通じた企業同士の技術連携の促進や「生活支援ロボットのショーウィンドウ」化による普及啓発を図るなど他にはない実証実験フィールドの魅力を最大限に発揮していく。



県産業技術センター 電波暗室

県産業技術センター 人工気象室 (降雨、日照)



#### エ) 関係者の合意の状況

関係自治体、経済団体、企業、病院等で構成される地域協議会において、当該事業の実施 については基本的な了解が得られており、個別事業については、実施主体となる企業等との 間で、役割分担と連携について協議し、実証実験等の仕組みを構築中である。

#### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

本県では、平成13年度からロボット振興施策を開始し、現在は全県的な取組みとして実施 している。こうした中で、様々な実証実験等の実績やノウハウが蓄積されている。

また、産学公の技術連携を促進する「神奈川R&Dネットワーク構想」の取組みにおいて も、平成24年9月にロボット研究会を設置し、さらなる取組みを進めている。

このほか、平成24年7月に閣議決定され、総合特区基本方針に盛り込まれた「特区間の連携について」を踏まえ、次のとおり近隣の総合特区との連携に取り組んでいる。

・ 「つくば国際戦略総合特区」との間での連携については、同特区で開発支援を行った ロボットについて、「さがみロボット産業特区」で実証実験等を行うとともに、「さがみ

ロボット産業特区」内の企業が研究開発を 行う際に、つくばの生活支援ロボット安全 検証センターを活用する、といった形で進 めていく。

・ 「京浜臨海部ライフイノベーション国際 戦略総合特区」との間での連携については、 ライフサイエンスに関連したロボット関連 の取組み等について連携・協力を図り、相 乗効果を得られるよう進めていく。



生活支援ロボット安全検証センター (つくば市)

#### 〇 実証環境整備のための関連企業の誘致

#### ア)事業内容

工業系特定保留区域等において新たな産業適地を創出し、企業誘致の受け皿を整えるとと もに、市街化区域(工業系用途区域)と合わせて企業誘致活動を実施することにより、実証 実験等に携わる生活支援ロボット関連企業の新規立地を促進し、実証環境の充実を図る。

#### イ) 想定している事業実施主体

(企業誘致) 県、市町

(区画整理) 土地区画整理組合等

(企業立地) 企業等の事業者

#### ウ)当該事業の先駆性

本県が実施した「ロボット関連製品・技術に関するアンケート(平成24年8月実施)」によると、ロボット関連製品を開発したことがある企業のうち、約4割が他社の製品や関連技術を利用して開発しており、企業間の連携はロボット関連製品の研究開発にとって重要な手段となっている。

このため、企業誘致の促進は、ロボット関連企業の集積を進め、地域で連携の可能性を高めることにつながり、実証実験等を促進する上でも不可欠な取組みである。

本県では、平成22年度から企業誘致制度である「インベスト神奈川2ndステップ」を実施し、特にロボット産業を新規成長分野として誘致対象業種に位置づけ、重点的に関連産業の集積に取り組み、成果を上げてきた。

当事業は、これまでの誘致の取組みを活かしつつ、実証実験等の担い手となる企業の立地などを通じて、生活支援ロボットの実用化促進に向けた実証環境を整備しようとするものであり、「神奈川R&Dネットワーク構想」によるオープンイノベーションとの組み合わせで実証実験の場を戦略的に創っていく取組みである。

#### エ) 関係者の合意の状況

さがみ縦貫道路沿線地域等を構成する9市2町が全て地域協議会に参加しており、本県と 足並みをそろえて企業誘致活動を実施する体制が整っている。

#### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成16年度より取り組んでいる企業誘致制度「インベスト神奈川」では、ソニー(株)、アズビル(株)、(株)リコーなどの情報通信・電気機器関連の研究開発施設や、数多くの中小企業をさがみ縦貫道路沿線地域等に誘致し、ロボット関連企業も含めた高度な技術を持つ企業のさがみ縦貫道路沿線地域等への集積を促進してきた。

また、今後、産業適地の創出あるいは企業誘致が円滑に進むよう、県の土地利用や環境に 係る手続きや規制の見直しを検討することとしている(「県版特区」)。

#### ii) 地域の責任ある関与の概要

- ア) 地域において講ずる措置
  - a)地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
    - 神奈川R&Dネットワーク構想等による技術革新の促進と競争力の強化

「神奈川R&Dネットワーク構想の推進」として、県内の産学公技術連携による研究開発を促進する措置がこの地域でも講じられているが、今後、事業の見直し等により、オープンイノベーションを進める取組みを充実・強化していく。

#### [参考]

- ・神奈川R&Dネットワーク事業推進費(平成18年度~/平成24年度予算額:17,587千円)
- ・かながわスタンダード認定事業費(平成元年度~/平成24年度予算額:816千円)
- ・神奈川工業技術開発大賞表彰事業費(昭和59年度~/平成24年度予算額:1,794千円)
- ・中小企業新商品開発等支援事業補助金(平成8年度~/平成24年度予算額:41,960千円)
- · 高度計測事業費補助(平成元年度~/平成24年度予算額: 212, 300千円)
- ・ものづくり支援基盤整備事業費(平成6年度~/平成24年度予算額:171,880千円)
- 試験研究費(昭和25年度~/平成24年度予算額:134,856千円)
- ・工業技術アドバイザー支援事業費(昭和30年度~/平成24年度予算額:4,575千円)
- ・中小企業経営・技術総合支援事業費(平成20年度~/平成24年度予算額:2,520千円)
- ・戦略的商品開発支援事業費(平成20年度~/平成24年度予算額:1,372千円)
- · 知的財産活用促進事業費(平成 4 年度~/平成24年度予算額: 6, 288千円)
- · 国際規格推進事業費(平成10年度~/平成24年度予算額: 3, 286千円)
- ・技術力強化支援事業費(平成17年度~/平成24年度予算額:10,965千円)
- · 産学公技術交流事業費(昭和39年度~/平成24年度予算額:543千円)
- 研究成果展開型共同研究事業費(平成11年度~/平成24年度予算額:5,000千円)
- ・ロボット技術活用促進事業費(平成14年度~/平成24年度予算額:10,084千円)
- ・県内ロボット関連製品開発・活用状況調査事業 (平成24年度緊急雇用基金事業/総事業費:6,665千円)
- ・介護ロボット普及推進事業費(平成24年度~/平成24年度予算額:1,210千円)

#### 〇 「インベスト神奈川」等による企業誘致の促進

現在、「インベスト神奈川2ndステップ」として、共同研究開発助成金や雇用助成金、産業 集積支援融資、不動産取得税の軽減などの経済的インセンティブを講じているが、今後、予 算化を含め、さらなる企業誘致策の充実を検討していく。

#### 「参考]

- ・産業集積施設整備等助成金等(平成16年度~/平成24年度予算額:6,464,446千円) (※助成金は10年分割で支出。取組み全体では約660億円を支出見込。)
- ・産業集積促進融資事業費補助等(平成17年度~/平成24年度予算額:401,221千円)

- ・産業集積支援融資事業費補助(平成22年度~/平成24年度予算額:149,882千円)
- ・不動産取得税の軽減(平成17年度~/平成23年度軽減額:1,016,157千円)

#### b)地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

#### 〇 「県版特区」創設の検討

さがみ縦貫道路沿線地域等における総合特区の取組みと合わせ、県自らも企業の立地に係る負担の軽減を図り、生活支援ロボット関連産業の集積促進による実証環境の向上に積極的に取り組む。

具体的には、本県が独自に「県版特区」を創設し、その地域内における企業立地に関連する諸手続きの簡素化や規制緩和、助成や融資など、総合特区対象地域における新たな企業誘致の支援策などを検討していく。

これにより、総合特区の取組みとの相乗効果を図り、総合特区の取組みのさらなる促進を図る。

- ◇ 「県版特区」の基本的な考え方
  - ・ 時代に見合った環境と産業立地との調和
  - ・ 全国的にも例の少ない土地利用規制等を緩和する県独自の仕組み
- ◇ 対象地域

さがみ縦貫道路沿線地域等の工業系用途地域、工業系特定保留区域等

- ◇ 取組みの方向性
  - ・ 環境や土地利用に関する手続きや規制の緩和の検討
  - ・ 企業の県内立地を促進する方策の充実強化の検討
  - ・ 県・市町による産業集積戦略の検討

#### c)地方公共団体等における体制の強化

- 〇 ロボット研究開発推進組織の新設
  - ・ 神奈川R&D推進協議会にロボット研究会を新設し、平成24年9月に第一回会合を開催
- 〇 県におけるロボット産業振興関連組織の強化
  - ・ 平成25年4月を目途に取り組んでいる県庁の本庁機関の再編において、生活支援ロボット産業の育成・集積などでの充実を図ることとしている。

(平成24年神奈川県議会第3回定例会代表質問で知事が答弁)

#### d)その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

「神奈川R&D推進協議会」や「県・市町村産業集積戦略会議(仮称)」により、課題の検証、解決策の検討を実施する。

実証実験等の実施事業については「さがみロボット産業特区協議会」で議論し、認めたもの について、規制緩和の対象としていく。

#### イ) 目標に対する評価の実施体制

a)目標の評価の計画

数値目標(1):毎年度、県民ニーズ調査結果により評価を実施する予定

数値目標(2):毎年度末に、県産業技術センターを中心として実績を把握・分析し、評価

を実施する予定

数値目標(3):毎年度末に、工業統計調査結果等により評価を実施する予定

(平成26年度と31年度は経済センサスによる評価を実施する予定)

#### b)評価における地域協議会の意見の反映方法

県が数値目標に対する評価を実施し、「さがみロボット産業特区協議会」において、事業の 進捗状況の把握、課題の再検証、解決策の更なる検討を通じて各事業実施に反映させる。

#### c)評価における地域住民の意見の反映方法

各事業の進捗状況に合わせて、随時、地域住民、関係団体、市町村等から意見を聴取するほか、県ホームページ等を通じて常時意見を受け付け、いただいた意見を評価に反映させる。

#### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

#### ア) 事業全体のスケジュール

区分	生活支援ロボット関連 研究開発・実証実験の促進	生活支援ロボット関連産業の 集積促進による実証環境の充実
平成24年度	実証実験実施に向けた事前調整 (事業者、実証実験内容など)	企業誘致及び 産業適地創出の促進
平成25年度	実証実験の公募・実施	
平成26年度		新たな産業 適地の分譲 開始(目標)
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		

#### イ)地域協議会の活動状況

平成24年5月~8月 総合特区構想について関係市町、経済団体等と意見交換

平成24年8月 さがみロボット産業特区協議会準備会を開催

平成24年9月 さがみロボット産業特区協議会を開催

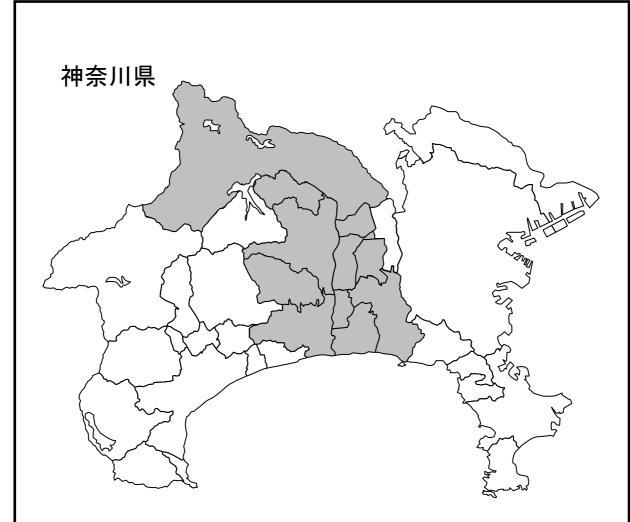
#### ○ 構成団体及び委員 (平成 24 年 9 月 28 日現在)

	団体名	委員・職・	氏名
	アズビル(株)	執行役員常務	杉野 芳英
	グローウィング(株)	代表取締役	山口 慎一
	サーボランド(株)	代表取締役	細萱 宏昭
	ソニー(株)	業務執行役員SVP	熊谷修
	ダブル技研㈱	代表取締役	和田博
民間	日産自動車㈱	渉外部部長	安田 克明
间 企	マイクロテック・ラボラトリー㈱	代表取締役	小山 隆史
企業等	㈱横浜銀行	取締役常務執行役員	米田 誠一
守	学校法人幾徳学園(神奈川工科大学)	副学長	山本 圭治郎
	学校法人北里研究所 (北里大学研究支援センター)	理事長	藤井 清孝
	学校法人慶應義塾(慶應義塾大学)	環境情報学部長	村井 純
	社会福祉法人神奈川県総合 リハビリテーション事業団	理事長	山本 正人
	伊勢原市商工会	会長	東井 克夫
	寒川町商工会	会長	島村繁
	座間市商工会	会長	大塚 和光
	綾瀬市商工会	会長	斉藤 敬訓
商	愛甲商工会	会長	中村 美好
I.	城山商工会	会長	小坂 義和
会 •	津久井商工会	会長	関戸 昌邦
商	相模湖商工会	会長	山本 俊雄
工会議	藤野商工会	会長	佐々木 道他
議	相模原商工会議所	会頭	河本 洋次
所	藤沢商工会議所	会頭	田中 正明
	平塚商工会議所	会頭	福澤 正人
	厚木商工会議所	会頭	石川 範義
	茅ヶ崎商工会議所	会頭	田中 賢三
	海老名商工会議所	会頭	井上 髙保
	相模原市	市長	加山 俊夫
	平塚市	市長	落合 克宏
	藤沢市	市長	鈴木 恒夫
	茅ヶ崎市	市長	服部 信明
市	厚木市	市長	小林 常良
町	伊勢原市	市長	長塚 幾子
村	海老名市	市長	内野 優
	座間市	市長	遠藤 三紀夫
	綾瀬市	市長	笠間 城治郎
	寒川町	町長	木村 俊雄
	愛川町	町長	山田 登美夫
県	神奈川県(会長)	知事	黒岩 祐治
(オブ	ザーバー)		

独立行政法人宇宙航空研究開発機構	産業連携センター長	渡戸 満

<sup>※</sup> 事務局は神奈川県。

# 別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



相模原市(緑区、中央区及び南区)、平塚市、 藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、 座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町の区域

さがみロボット産業特区

#### 地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

#### 別添6 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:神奈川県

提案団	本名:神奈川県																							
					政策課題·解	決策との関係		区分 (※1) 現行の規制・制度の所管・関係官庁(該当にOを記載)																
提案事項管理 番号 ※事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題	解决策	根拠法令等	規制制度	税制	財政		別添11 事業番号 (※2)	警察庁	由	又な	교사 교사	7 247	#4 224	林水産	済産業	土交通環境省	防衛省	21	優先 提案 (※3)
	型の味さびか。 の相	臨床研究に薬事法未承認医療機器を提供する場合、医 簡等が主体的に臨床研究を 実施する場合しか認められ ていないため、企業によるロ ボット関連技術を用いた医療 機器の開発が進まない。	案に基づいて、未承認医療機器を用いた臨床研究を、 行政への届出(併せて、地域協議会での選考)などの制度の下で行うことを可能とす	る。	以東珠翅リグナ南町100進行に	企業等が臨床研究の主体となる ことにより、製品化を意識した研 究が可能となり、ロボットの実用 化・普及が失きく前進する。	業事法 H22.3.31業食発0331第7号 (厚生労働省医薬食品局長 通知)	0										c	)					0
	医療機器製造販売承 認までの期間の短縮	医療機器製造販売の承認申業 事法の治験によるものしか 認めため、治験前 に実施した臨床研究のデータを活用できなデーない。その を活用できない。そのた め、改めて治験を実施し、 データを収集するで期間が 長期化している。	活用できるようにすることで、 活用できるようにすることで、 の場間を短縮する。 なお、対象は地域協議会が 認めるものに限り、医療機器	る期間を短縮することにより、医療分野のロボット開発を促進する。 なお、承認申請に活用する データは、省令に準拠して収 集されたデータとすることで、	政策課題①少子高齢化の進行に より増加するニーズへの対応の 一つの有効な解決策として、生活 支援ロボットの実用化、普及を掲 げた。	間を短縮することにより、医療分	薬事法	0										C	)					
	医療機器の製造販売 承認に係る優先審査 の実施	は、(独)医薬品医療機器総合機器の薬本を受け、原生	ロボット 関連技術を用いた医療機器に、(独) 医薬品医療機器総合機構の優先審査を	発を促進する。 なお、既存の制度に大きな	政策課題①少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応の一つの有効な解決策として、生活 支援ロボットの実用化、普及を掲げた。		薬事法	0										C	)					
		電波法に基づく無線設備規 開第49条の27により超広帯 域(UWB)無終ンステンで 利用できる周波数帯や場所 が制限されているため、ロ ボットの美証要接を効果的 に行うことができない。	(4.86HZ~ / .20uHZ / 及 / い 所の拡大(屋外も可)。 なお、実験場所を他の無線 システムを使用している地域 から十分離れた地域に限定 すること等により電波干渉を 軽減することとする。 また、対象は地域協議会が	他の無線システムが使用さ	して、生活支援ロボットの実用	利用できる周波数帯・場所を拡大 することにより、遠隔操作できるロ ボットの実実験を促進し、ロ ボットの実用化を推進する。	無線設備規則	0							0									0
	電波出力の上限引上 げ	免許を要しない無線局(特定 小電力無線局)は空中線電 力の上限が定められており、 屋内など遮蔽物がある場 合、操作対象のロボットまで 電波が届かないことから、ロ ボットの実証実験を効果的 に行うことができない。	げる。 なお、住宅外における空中 線電力が従来の規制を上ま わることのないような措置を とることを前提とする。	住宅外における空中線電力 が規制を上まわることのない よう、液変等の世界を達じる	び②切迫する自然災害への対応 の一つの有効な解決策として、生 活力を見ずいたの実界が、基礎を	電波出力の上限を引き上げること により、遠隔操作できるロボットの 実証実験を促進し、ロボットの実 用化を推進する。	電波法	0							0									

					政策課題·解	決策との関係		D	区分(	(※1)			現行	の規制	•制度0	の所管・	関係官	庁(該当	ál:Oi	を記載	戊)		
提案事項管理 番号 ※事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と 問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題	解決策	根拠法令等	規制制制度	税制!	財政 金融	別添11 事業番号 (※2)	警察庁	消費者庁	総務省	外務省	財務省学	厚生労働省	k 産業	交通		公正取引委員会	内閣府・内閣官房	優先 提案 (※3)
	電波法に係る手続き の簡略化	電波を利用した実験を行う 際の免許手続きについて は、手続き完了まで1〜2ヶ 月かかり、機動的な実証実 験の実施が妨げられてい る。	短縮する。なお、使用する無線設備は	によいい。 トの開発が促進される。 使用する設備を事前に実験	政策課題①少子高齢化の進行に より増加するニーズへの対応、及 び②切迫する自然災害への対応 の一つの有効な解決策として、生 活支援ロボットの実用化、普及を 掲げた。	により、遠隔操作できるロボットの 実証実験を促進し、ロボットの実	電波法 無線局免許手続規則	0						0									
	道路交通法などでの 公道実験の制限の緩 和	ロボットの公道実験は実証 実験と改良を繰り返すたび に許可申請を行わなければ ならず、臨機応変な実験が 行えない。	は、届出で済むように、道路 使用手続きを簡素化する。 当初の許可条件を逸脱し ない範囲に限定して、2回目 ない範囲で記載した61月5	生活支援ロボットの多くは 公道での実証実験が必要不	政策課題①少子高齢化の進行に より増加するニーズへの対応、及 び②切迫する自然災害への対応 の一つの有効な解決策として 活支援ロボットの実用化、普及を 掲げた。	ことで、公道でのロボットの実証 実験が柔軟に効率よく実施できる ようになり、ロボットの開発が促進	道路交通法	0				0											0
	研究開発型中小企業 を対象とした特許料 等の減免制度の拡充	特許を出願する場合、一定 の条件下で審査請求料及び 特許料の減免措置が講じら れているが、法で認定された 事業による発明等に限定さ	対象企業として、総合特区 内で生活支援ロボット関連 の特許を出願する中小企業 (共同出願者を含む)を加 表に当該企業に対する減免 推置を拡充(審査手数料の 全額免除、1~3年分の特許 料の全額免除)する。	に係る研究開発を促進する ことは、地方公共団体や産 業技術研究法人、大学及び 事業者が連携して創造した	政策課題①少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応、及び2切迫する自然が基本の対応の一つの有効な解決策として活支援ロボットの実用化、普及を掲げた。	特許料等の減免により、生活支援ロボットの研究開発を促進し、 ロボットの乗用化を推進する。	産業技術力強化法 中小企業のものづくり基盤 技術の高度化に関する法律			0								0					

				政策課題・解決策との関係 区分 (※1) 現行の規制・制度の所管・関係官庁(該当に〇を記載)																		
提家事項管理 番号 ※事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と 問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題	解决策	根拠法令等	規制制制度	税制!	財政 金融	別添11 事業番号 (※2)	警察 庁	消費者庁	総務省	外務省	厚生労働省		国土交通省	防衛	公正取引委員会 公正取引委員会	提	優先 皇案 ≪3)
	中小企業等のロボット関連研究開発に対する助成制度の優先適用	国では、ロボット関連研究開発の促進のため、様々な好養 発の促進のため、様々な好養 託や補助事様を内においてが 効果的に研究開発を推定の企業に 対する優先採択を実施し 対する優先採択を実施する必 要がある。	業に対する優先枠を創設する。 ③課題解決型医療機器等開発事業(経済産業省)における特質の機関が参加して	より、特区内におけるロボット関連の研究開発の促進を 図る。 ロボット関連の研究開発・実 証実験を促進する特区内で の措置であり、現行制度の 趣旨と合致する改善提案で ある。	政策課題①少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応、及び②切迫する自然災害への対応の一つの有効な解決策として、生活支援ロボットの実用化・等及を	研究開発や美証美級を美施する 際のコストを低減することにより、 ロボットの実証実験を促進し、生	課題解決型医療機器等開発 事業(経済産業省)			0	1, 2, 3, 4, 5			0		0	0					0
	<b>秋</b> 鐘	農地法第4条又は第5条に より農林水産大臣が許可権 限を有する4ha超の農地転 用について、大臣・知事の双 方が関与することから手続き に時間を要する。	<b>村県知事に権限を移譲</b> 9	的コストを低減することによ り、県内への企業立地を促	政策課題①少子高齢化の進行に より増加するニーズへの対応、及 パで9中泊4スロ鉄が第2のの対応	工場等を設置する際の時間的コ 大・を促滅することにより、企業立 地を促進し、研究開発、実証実験	農地法	0								С	,					0
	農地転用に係る国の 関与の廃止	農地法第4条又は第5条により都道府県知事の権限である農地転用のうち、4ha以下2ha超のものについて、農林で共臣との協議が必要とされているため手続きに時間を要する。		なお、都道府県知事は、現	の一つの有効な解決策として、生 活支援ロボットの実用化、普及を	の担い手を増やすことで実証環	農地法	0								C	,					0
	区域区分等に関する都市計画と農林漁業	産大臣との協議が必要とされているが、この協議に先立ち、必要に応じて結道道府県と地方農政局との間で事前調整を行うこととなっている。その際、国の判断基準がが明確に示されていないた。	連携して予め明確な判断基準を策定しておくことで、調 準を資料の精度向上を図り、 迅速な手続きと地方公共団 体が主体となったまちづくり を実現する。	温し、実証環境を元美させる。 る。 なお、都道府県・市町村等が 作成する資料の精度が向上 することは、国の関係省庁に	の一つの有効な解決策として、生 活支援ロボットの実用化、普及を	ストを低減することにより、企業立 地を促進し、研究開発・実証実験 の担い手を増やすことで実証環	都市計画法 H14.11.農振第1452号(農村 振興局長通知)	0								C	,	0				

			政策課題・解決策との関係 区分 (※1) 現行の規制・制度の所管・関係官庁(該当にOを記載)																						
提案事項管理 番号 ※ 事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と 問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題	解決策	根拠法令等	規制制度	税制	財政 金融	別添11 事業番号 (※2)	警察庁	消費者庁	総務省	法務省	外 財務省	部科学	厚主	経済産業省	国土交通省	環境省省	公正取引委員会	内閣府·内閣官房	優先 提案 (※3)	
	場等が立地する場合 の開発許可基準の緩 和	により制約か誤されており.	接な関連を有するものに限 定されているが、対象地域を 限定した上で、当該地域の	区域のうち将来産業用地となることが想定されている区域等において、総合特区のテーマに合致する産業に限定して開発行為を認めることを想定しているため、周辺の市街化を促進するものとはならない。	政策課題①少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応、及び②切迫する自然災害への対応の一の一の有効な解決策として活支援ロボットの実用化、普及を掲げた。	することにより企業立地を促進	都市計画法	0												0					
	市町村が地区計画を 定める場合における 都道府県協議の廃止	市町村が地区計画の都市計 画決定を行う場合には、都 市計画法第19条第3項[基が がり都道府県知事への協議が 場合にはこれに加えて都道 情果知事の高も必要とされている。手続きのきらなる 日常に、迅をしたいといこれ が選び、またいでは、 都道府県協議の廃止が必要 である。	特区内の工業系用途地域や 特定保留区域等における、 地区計画の決定に限り、都 道府県協議を廃止する。	る。 なお、都市計画法第19条第 3項の協議に変わる措置とし	政策課題①少子高齢化の進行に より増加するニーズへの対応、及 び②切迫する自然災害への対応、及 び②切迫する自然災害への対応 の一つの有効な解決策として、生 活支援ロボットの実用化、普及を 掲げた。	ストを低減することにより、企業立 地を促進し、研究開発・実証実験 の担い手を増やすことで実証環	都市計画法	0												0					
	土地区画整理事業に 対する助成の拡充	工業系の土地区画整理事業 については、現行、既存市 街地に対する土地区画整理 事業のような支援措置が講 じられていない。	でめる都市再生区画登理事 業の地区要件を拡大し、人	図り、産業集積を進めることが生活支援ロボットの実証	政策課題①少子高齢化の進行に より増加するニーズへの対応、及 び2切迫する自然災害への対応 の一つの有効な解決策として、生 活支援ロボットの実用化、普及を 掲げた。	し、研究開発・美証美験の担い手 を増やすことで実証環境の充実	都市再生区 <u>画整理事業(社</u> 会資本整備総合交付金交付 要網)			0	6									0					
	設備投資減税の拡充	総合特別区域法において課 税の特例の適用があるもの とされた、国際戦略総合特 区において事家の用に供す る機械、建物等の取得については、租稅特別構写の取得にかいて、当該機構等の取得 価額の50%(建物等50%)の特別借如又は現得価額の 15%(建物等5%)の税額控 除ができる制度が創設されている。	税制措置を拡充し、地域活性化総合特区内のロボット 関連産業の設備投資に対しても適用する。	なお、総合特区法に定める 既存の税制度の拡充であ	政策課題①少子高齢化の進行に より増加するニーズへの対応、以 び2切迫する自然炎害の対対応 の一つの有効な解決策として、生 活支援ロボットの実用化、普及を 掲げた。	し、研究開発・実証実験の担い手 を増やすことで実証環境の充実	租税特別措置法		0							0									

<sup>※1. 「</sup>区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。) 財政支援措置に関する提案は、制度の改善「新規制度の創設」又は既存制度の拡充」を求める場合)に関わるものに限り記載してください。既存制度による支援を求めるものは本様式(別添6)には記載できません。 ※2. 財政支援措置に関する提案に限り記載してください。別添110事業番号を記載してください。 ※3. 指定後、早期の実現を希望する提案については、優先提案欄に「○」を記載してください。(指定後に調整する場合があります。)。

<sup>(</sup>様式について)

本様式はエクセルにより作成してください。エクセルデータが必要でございましたら、 sogotoc@cas.go.jp までご連絡ください。

# 別添9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	さがみロボット産業特区協議会
地域協議会の設置日	平成 24 年 9 月 10 日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	平成 24 年 8 月 31 日 準備会
	平成 24 年 9 月 10 日 第 1 回協議会
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	1. 誰がどういった研究をやっていくのか、具体的なプロジェクトが重要。
	2. 実証実験は、製品がある程度完成した段階で行うため、数が限られるの
	ではないか。
	3. 新たな産業の集積という部分に非常に期待している。
	4. 県でも環境アセスメントの規制緩和などに取り組んでいただきたい。
	5. 少子高齢化と言っている以上、子育て支援も明記してもよいのではない
	カೄ
意見に対する対応	1. について
	指定申請書において、取り組む事業について具体的に記載した。
	2. について
	今回は実証のフィールドという形で特区を設定するため、これまでの県の
	取組みに加え、外部からも素材が入ってくることを想定しており、一定の件
	数が見込まれる。
	3. について
	生活支援ロボットの実証環境の充実を図っていく中で、ロボット関連産業
	の集積についても取り組む旨申請書に記載している。
	4. について
	総合特区の指定申請とは別に、企業からみて立地の支障になっている県の
	規制についても今後緩和を検討することとし、その旨申請書に記載した。
	5. について
	テーマは、特区に求められるモデル性や、神奈川県がこれから迎えるであ
	ろう事象を踏まえて設定したものであり、申請書には記載しないが、ロボッ
	トの範囲は非常に幅広なので、その中で今後検討していく。

#### さがみロボット産業特区協議会規約

(目的)

第1条 総合特別区域制度の活用により、生活支援ロボット産業をテーマに、「研究」、「開発」、「実証」、「普及」の環境づくりを進めることで、県民生活の安全・安心の向上及びさがみ縦貫道路沿線等地域への関連産業・周辺産業の集積を促進するため、総合特別区域法第42条に基づく地域活性化総合特別区域協議会として、さがみロボット産業特区協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請に関する協議
  - (2) 地域活性化総合特別区域計画の作成に関する協議
  - (3) 国と地方の協議会における国との協議への対応
  - (4) 認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な事項に関する協議
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

#### (組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。
- 2 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。
- 3 部会の設置に当たり、必要な事項は別途定める。

#### (会長)

- 第4条 協議会に会長1名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。
- 3 会長に事故があったときに備え、会長はあらかじめ職務代理者を指名することができる。

#### (協議会の開催等)

- 第5条 協議会は必要に応じて会長が招集し、随時開催する。
- 2 会長は、協議に必要のある場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。
- 3 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は委員に対して書面等により賛否を求め、 これをもって地域協議会の協議に代えることができる。

#### (議事録)

- 第6条 協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公表するものとする。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 開催の目的及び協議事項
  - (3) 議事の概要及びその結果

#### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、神奈川県商工労働局内に事務局を置く。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別途定める。

#### 附則

この規約は、平成24年9月10日から施行する。

#### 另

引表
アズビル(株)
グローウィング(株)
サーボランド(株)
ソニー(株)
ダブル技研(株)
日産自動車(株)
マイクロテック・ラボラトリー(株)
(株)横浜銀行
学校法人幾徳学園(神奈川工科大学)
学校法人北里研究所(北里大学研究支援センター)
学校法人慶應義塾 (慶應義塾大学)
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
伊勢原市商工会
寒川町商工会
座間市商工会
綾瀬市商工会
愛甲商工会
城山商工会
津久井商工会
相模湖商工会
藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県

# 別添10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等 の適用を見込む事業の一覧(参考資料)

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
生活支援ロボ	<ul><li>薬事法未承認医療機器の臨床研究への提供に係る規制の緩和</li></ul>	0
ットの実証実	(規制・制度の特例措置)	
験等の実施	・ 医療機器製造販売承認までの期間の短縮 (規制・制度の特例措置)	0
	<ul><li>医療機器の製造販売承認に係る優先審査の実施</li></ul>	0
	(規制・制度の特例措置)	
	・ 電波法の利用できる周波数帯や利用場所の規制の緩和	0
	(規制・制度の特例措置)	
	・ 電波出力の上限引上げ(規制・制度の特例措置)	0
	・ 電波法に係る手続きの簡略化(規制・制度の特例措置)	0
	・ 道路交通法などでの公道実験の制限の緩和	0
	(規制・制度の特例措置)	
	・ 研究開発型中小企業を対象とした特許料等の減免制度の拡充	0
	(財政上の支援措置)	
	・ 中小企業等のロボット関連研究開発に対する助成制度の優先適用	0
	(財政上の支援措置)	
実証環境整備	・ 農地転用に係る権限移譲(規制・制度の特例措置)	0
のための関連	・ 農地転用に係る国の関与の廃止 (規制・制度の特例措置)	0
企業の誘致	・ 区域区分等に関する都市計画と農林漁業との調整措置に係る基準	0
	の明確化(規制・制度の特例措置)	
	<ul><li>市街化調整区域に工場等が立地する場合の開発許可基準の緩和</li></ul>	0
	(規制・制度の特例措置)	
	・ 市町村が地区計画を定める場合における都道府県協議の廃止	0
	(規制・制度の特例措置)	
	・ 土地区画整理事業に対する助成の拡充(財政上の支援措置)	0
	・ 設備投資減税の拡充 (税制上の支援措置)	0

地域活性化総合特別区域の	7指常由詩書に記載し	た車業デレの古場	妥性器の再切	(
地域(百年11.1%) 日付別区域(	ノ1日 圧 中 頭 吉に 記 取 し	/に尹未ことり又1	友1日1日リノ女 全	(多与貝が)

平成24年9月28日

内閣総理大臣 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

#### 別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

#### ●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	神奈川県							
総合特別区域の名称	さがみロオ	ボット産業特区	国際・地域の別	地域	対象地域	神奈川県相模原市(緑区、中央区及び南区)、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町の区域	計画期間	平成25年度 ~	~ 平成29年度 (5年間)

■国の財政支撑を差望する事業

●国の財政支援を希望する事業													H25		H26		H27		H28		Н:	29	
事業番号	事業名	事業内容	実	施主	体	所管省庁名	国の制度名	新規 拡充 既存	新規·拡充内容	規制改革 実現必要 性の有無	備考	総事業費 (単位:千円)	うち、国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費 (単位:千円)	国費	事業費	国費
	生活支援ロボットの実証 実験等の実施 (介護・医療ロボット)	研究開発や実証実験を実施する能のコスト を低減することにより、 ロボットの実施実験を 促進し、介護・医療ロ ボットの実用化を推進 する。	等]		証実験	经济産業省	課題解決型医療機器等 開発事業	拡充	(内容) 特区内の機関が参加 で地域協議会が認める が護・医療ロボット関連 医療ロボット関連 の研究開発率素に対す る優先枠割設 国では、ロボットが応 用できる課題につい て、研究開発促進の形 す業を実施している が、総合特定でロボット 関連の研究開発が確 製工実施とが確 優先枠の設定が必要と なるため。	有		960,000	960,000	80,000	80,000	160,000	160,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
2	生活支援ロボットの実証 実験等の実施 (ロボット開発全般)	様々なロボットの要素 技術に係る研究開発 原のロストを低減する 際のコストを低減する ことにより、ロボットの実 主とは、カボットの実用 化を推進する。	<del>寺</del> 」 ・企業等の		証実験	中小企業庁	戦略的基盤技術高度化 支援事業	拡充	(内容) 特区内の機関が参加して地域協議会が認める ロボット側遠の要素技 網(保各の研究開開整 に対する優先や創設 (理由) 国では、ロボットが応 用できる課題につい たて、研究開発を注他補助 が、総合特定につい が、総合特定につい が、総合特で日本が確 実に実施しているが、総合特定的を が、総合特で開発が確 後便夫体の設定が必要と なるため。	有		675,000	675,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
3	生活支援ロボットの実証 実験等の実施 (防災ロボット)	研究開発や実証実験 を実施する際のコスト を低減することにより、 ロボットの実施実験を 促進し、防災ロボットの 実用化を推進する。	[ロボットの 等] ・企業等の	)製作・実者	証実験	消防庁	清防防災科学技術研究 推進制度	拡充	(内容) 特区内の機関が参加 で地域協議会が認める 防災ロボット関連の研 交開発率乗ぶする優 (理由) 国では、ロボットが応 用できる課題につい て、研究開発促進や補助 が、設合特定にているが、 が、設合特定にない。 が、設合特定開発が確 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	有		105,000	105,000	10,000	10,000	20,000	20,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
4	生活支援ロボットの実証 実験等の実施 (高齢者への生活支援ロ ボット)	で仏滅りることにより、	等] ·企業等0		証実験	厚生労働省	障害者自立支援機器等 開発促進事業	拡充	(内容) 特区内の機関が参加して地域協議会が認める 高齢者への生活支援 ボット関連の研究開発 事実に対する優先枠創 設定は、ロボットが応 用できる課題化でロボットが のに、研究体を発託や着 が、総合特区でロボット 関連の研究所発 製造の研究を表示され が、総合特区でロボット 実に実施されるには、 優なため。	有		240,000	120,000	20,000	10,000	40,000	20,000	60,000	30,000	60,000	30,000	60,000	30,000

生活支援ロボットの実証 実験等の実施 (高齢者への生活支援ロボット) がポット) は、高齢者への生活支援ロボットの実証実験を 促進し、高齢者への実用 化を推進する。	[ロボットの製作・実証実験 等] NEDO	福祉用具実用化開発推進事業	拡充	(内容) 内の機関が参加して地域協議会が認める高齢者への生活支援ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠割設し、理由) 国では、ロボットが応用で多き課題について、研究開発促進のために様々な委託や補助事業を実施しているが、総合特別の研究開発が確実に実施の研究開発が確実に実施を入れるには、優先枠の設定が必要となるため、要となるため、要となるため、要となるため、要となるため、要となるをあり、	有	108,000	72,000	9,000	6,000	18,000	12.000	27.000	18,000	27,000	18,000	27,000	18,000
工業系の土地区画整理事業を支援することにより企業立地を任めてにより企業立地を使動では、研究開発・実証実施の実施を表し、研究開発・実証実施の失業を変換し手を増やする。 を表し、研究開発・実証実施の大業を を表し、研究開発・実証実施の大業を を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、	[区画整理] 二·土地区画整理組合等 5	都市再生区画整理事業 (社会資本整備総合交付 金交付要綱)	拡充	(内容) 地区要件の拡大(人 口集中地区に係る区域 以外への適用、交付対 象事業費の應囲拡充 工業系の土地区画整 理事業については、現 行、既存市部地に対す る土地区画整理事業の ような支援措置が講じられておらず、土地区 画整理事業の促進が 制度的に図られていな いため。	有	2,800,000	1,400,000	0	d	600,000	300,000	400,000	200,000	800,000	400,000	1,000,000	500,000

#### <記載要領>

- 1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 2. 事業名1欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いて付きい。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
- 3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可) 新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
- 新が地球が到底といまう。でで、16年1日と1日により、16年1日とは、16年1日には、16年1日とは、16年1日には、16年1日とは、16年1日には、16年1日には、16年1日には、16年1日には、16年1日には、16年1日には、16年1日には、16年1日には、1
- 6.「規制改革実現必要性の有無」欄には、規制の緩和が実現されないと、実施することができない事業の場合は「有」、規制の緩和が実現されなくても、実施することができる事業の場合は「無」と記載して下さい。
- 7. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。(「既存」の場合は、空欄で可)
- 8. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 9. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 10. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。